第7号議案

中間市事務分掌条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市事務分掌条例の一部を改正する条例

中間市事務分掌条例(平成17年中間市条例第29号)の一部を次のように改正する。 第1条第1項中「市長公室及び」を削る。

第2条中「市長公室及び部」を「各部」に改め、同条の表中

市長公室

- (1) 市政の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 情報政策及び電子計算組織に関すること。
- (3) 儀式及び秘書に関すること。
- (4) 広報及び広聴に関すること。
- (5) 世界遺産に関すること。
- (6) 観光に関すること。

総務部

- (1) 職員の人事、給与及び厚生に関すること。
- (2) 市議会及び行政一般に関すること。
- (3) 防災及び災害救助に関すること。

を

- (4) 財政に関すること。
- (5) 市有財産の管理に関すること。
- (6) 入札及び契約に関すること。
- (7) 市民との協働に関すること。
- (8) 交通安全思想の普及に関すること。
- (9) 防犯思想の普及に関すること。
- (10) コンプライアンスの推進に関すること。
- (11) 行政改革の推進に関すること。
- (12) 公共施設マネジメントに関すること。
- (13) 公共用地の取得に関すること。

総務部

Γ

- (1) 儀式及び秘書に関すること。
- (2) 広報及び広聴に関すること。
- (3) 市議会及び行政一般に関すること。
- (4) コンプライアンスの推進に関すること。
- (5) 職員の人事、給与及び厚生に関すること。
- (6) 財政に関すること。
- (7) 行政改革の推進に関すること。
- (8) 市政の総合企画及び調整に関すること。
- (9) 情報政策及び電子計算組織に関すること。

に、

- (10) 市有財産の管理に関すること。
- (11) 公共用地の取得に関すること。
- (12) 公共施設マネジメントに関すること。
- (13) 入札及び契約に関すること。
- (14) 市民との協働に関すること。
- (15) 交通安全思想の普及に関すること。
- (16) 防犯思想の普及に関すること。
- (17) 防災及び災害救助に関すること。

Γ

(14) 農業の振興に関すること。

を

Γ

- (14) 農業の振興に関すること。
- (15) 世界遺産に関すること。

に

(16) 観光に関すること。

J

改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(中間市総合計画策定審議会条例の一部改正)

2 中間市総合計画策定審議会条例(平成26年中間市条例第5号)の一部を次のように改正 する。

第8条中「市長公室企画政策課」を「総務部企画課」に改める。

改正後	改正前
(組織の設置)	(組織の設置)
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に
基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、本市に次の部	基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、本市に <u>市長公</u>
を置く。	<u>室及び</u> 次の部を置く。
総務部	総務部
市民部	市民部
保健福祉部	保健福祉部
建設産業部	建設産業部
環境上下水道部	環境上下水道部
2 (略)	2 (略)
(事務分掌)	(事務分掌)
第2条 各部の事務分掌は、次のとおりとする。	第2条 市長公室及び部の事務分掌は、次のとおりとする。
<u>総務部</u>	市長公室
<u>(1) 儀式及び秘書に関すること。</u>	(1) 市政の総合企画及び調整に関すること。
<u>(2) 広報及び広聴に関すること。</u>	(2) 情報政策及び電子計算組織に関すること。
(3) 市議会及び行政一般に関すること。	<u>(3) 儀式及び秘書に関すること。</u>
(4) コンプライアンスの推進に関すること。	<u>(4) 広報及び広聴に関すること。</u>
(5) 職員の人事、給与及び厚生に関すること。	<u>(5) 世界遺産に関すること。</u>
(6) 財政に関すること。	<u>(6) 観光に関すること。</u>
(7) 行政改革の推進に関すること。	総務部
(8) 市政の総合企画及び調整に関すること。	(1) 職員の人事、給与及び厚生に関すること。
(9) 情報政策及び電子計算組織に関すること。	(2) 市議会及び行政一般に関すること。

- (10) 市有財産の管理に関すること。
- (11) 公共用地の取得に関すること。
- (12) 公共施設マネジメントに関すること。
- (13) 入札及び契約に関すること。
- (14) 市民との協働に関すること。
- (15) 交通安全思想の普及に関すること。
- (16) 防犯思想の普及に関すること。
- (17) 防災及び災害救助に関すること。

市民部

(略)

保健福祉部

(略)

建設産業部

- (1)~(13) (略)
- (14) 農業の振興に関すること。
- (15) 世界遺産に関すること。
- (16) 観光に関すること。

環境上下水道部

(略)

- (3) 防災及び災害救助に関すること。
- (4) 財政に関すること。
- (5) 市有財産の管理に関すること。
- (6) 入札及び契約に関すること。
- (7) 市民との協働に関すること。
- (8) 交通安全思想の普及に関すること。
- (9) 防犯思想の普及に関すること。
- (10) コンプライアンスの推進に関すること。
- (11) 行政改革の推進に関すること。
- (12) 公共施設マネジメントに関すること。
- (13) 公共用地の取得に関すること。

市民部

(略)

保健福祉部

(略)

建設産業部

- (1)~(13) (略)
- (14) 農業の振興に関すること。

環境上下水道部

(略)